

平成26年12月15日

研究代表者各位

信濃町キャンパス学術研究支援課
文科省科研費担当

平成26年度科学研究費助成事業(補助金・一部基金の補助金分) 繰越申請について

繰越申請とは、科学研究費補助金による研究のうち、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由(※)に基づき、年度内に補助事業が完了しない見込みとなったものについて、申請し承認を得ることで、補助事業の期間を延長するとともに、翌年度に当該研究費(直接経費のみ)を繰り越して使用できる制度です。

※ 交付決定時に容易に予想し得た場合、研究者の自己都合に起因する場合(多忙、事前の調整不足等)、研究終了後に余った研究費(余剰金)は、対象になりません。

【対象課題】

- 特別推進研究、新学術領域研究、基盤研究(S・A)、研究活動スタート支援、奨励研究、特別研究促進費、研究成果公開促進費、及び特別研究員奨励費の研究課題
- 平成22年度以前に採択された基盤研究(C)、若手研究(B)の研究課題
- 平成23年度以前に採択された基盤研究(B)、若手研究(A)の研究課題
- 平成24年度以降に採択された基盤研究(B)、若手研究(A)の研究課題の補助金分

※ 助成金は繰越申請の対象外となります。

【申請期限】

【第1回】 平成27年 1月 6日(火) ※

【第2回】 平成27年 2月 2日(月)

(※) 可能な限り年内にご一報ください。

【申請手順】

- 1) 繰越申請の手引き、様式等については、次の日本学術振興会ホームページのURLから各自ダウンロードしてください。

http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/rule.html#kurikoshi

- 2) 留意事項や記載例を参考にし、電子申請システム対応種目についてはシステム上にて申請下さい。

電子申請システム対応種目

新学術領域研究、基盤研究(S・A・B・C)、若手研究(A・B)、研究活動スタート支援

電子申請システム**非対応**種目については、所定の様式〔様式 C-26〕をお送りしますので、後述の問合せ先メールアドレス宛に【件名：繰越申請希望】としてご連絡下さい。

電子申請システム非対応種目

特別推進研究、奨励研究、特別研究促進費、研究成果公開促進費、特別研究員奨励費

【特記事項】

繰越申請が承認された研究課題については、実績報告書の作成や提出時期等が異なります。また、繰越承認された直接経費はあくまで平成26年度の研究経費であり、平成27年度の研究経費と合算して使用することはできません。予めご承知おきください。

【問合せ先】

信濃町キャンパス学術研究支援課 ras-shinanomachi-kaken@adst.keio.ac.jp

科研費担当：光永 明弘（内線 64021）

以上